

環境問題の総括

2025年度2Q(7月~9月)

「環境問題の総括」情報源

- 日経新聞電子版 <https://www.nikkei.com/>
- NIKKEI GX <https://www.nikkei.com/prime/gx>
- 環境省報道発表 <https://www.env.go.jp/press/>
- 経済産業省報道発表 https://www.meti.go.jp/press/category_05.html
- 資源エネルギー庁ニュースリリース https://www.enecho.meti.go.jp/notice/news_release/
- 国土交通省報道発表 <https://www.mlit.go.jp/pressrelease.html>
- 官報 <https://kanpou.npb.go.jp/>
- 衆議院議案情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm
- テクノファ環境法改正メールマガジン <https://www.technofer-enews.jp/2021/12/13/post-8899/>
- 環境ビジネスオンライン(無料会員) <https://www.kankyo-business.jp/>
- 環境新聞オンライン(無料会員) <https://www.kankyo-news.co.jp/>
- 週刊循環経済新聞 <https://www.fujisan.co.jp/product/1281680586/b/list/>
- EY Japan メールマガジン
- LRQAメールマガジン
- デロイト トーマツメールマガジン
- 八千代エンジニアリングメールマガジン
- Sustainable Japanメールマガジン
- HTT実践推進ナビゲーター事業 運営事務局メールマガジン
- IGESメールマガジン <https://www.iges.or.jp/jp/news/subscriptions>
- WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/magazine/>
- EICネットニュース <https://www.eic.or.jp/members/mailmaga.html>

2025年度2Q(7月~9月)

PIEMS-LabのWebでコメント

リバポ内でコメント

PIEMS-LabのWebにはコメントはありません。

	全般	気候変動	資源循環	自然共生	化学物質	公害対策
グローバル (海外)	「世界持続可能な開発報告書」 2025年版 UN 202507014		プラ条約、合意できず 環境省 20250818	ラムサール条約第15回締約国会議 (COP15) 開催 環境省 20250805		
日本国内				「猪苗代湖」がラムサール条約湿地 に新規登録 環境省 20250715		
法案提出・ 法令改正など		温対法施行令改正 環境省 20250912		環境影響評価法施行令改正 環境省 2025年09月16日		
				鳥獣保護管理法政省令改正 環境省 20250708		
		「人工光合成の社会実装ロード マップ」公表 環境省 20250905	「プラスチック使用製品設計指 針に基づく4製品分野における 設計認定の基準」公表 経済産業省 2025年7月24日	「ネイチャーポジティブ経済移行戦 略ロードマップ(2025-2030 年)」策定 環境省 20250731		
		洋上風力産業ビジョン(第2次) 報道発表はない		環境省「ネイチャーポジティブポー タル」の開設 環境省 20250818		
企業						
印刷業界	OSP(大阪シーリング印刷)、 EcoVadis 社のサステナビリ ティ評価においてブロンズメダ ルを獲得 20260927印刷タイムス	共同印刷グループの温室効果 ガス排出削減目標が「SBT認 定」を取得 20250722 共同印刷	DICグループ、バイオマス度 50%インキを発売 紙製包材の CN化に貢献 20250718 環境ビジネス			

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

■ 背景・概要

第217回国会において成立した、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）を施行するため、同法において下位法令に委任している事項等について定める必要があり、以下政省令を定めます。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

本政省令においては、緊急銃猟の対象となる鳥獣、緊急銃猟を実施する者の要件、緊急銃猟の実施に伴う通行の禁止・制限の手続、緊急銃猟の実施等に伴う損失補償の請求手続、施行期日等を規定します。

添付資料

- ・添付資料1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案文・理由）
⇒鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和7年9月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は令和9年4月1日とする。
- ・添付資料2 同政令（要綱）
⇒鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和7年9月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は令和9年4月1日とする。
- ・添付資料3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案文・理由）
- ・添付資料4 同政令（要綱）
- ・添付資料5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令
- ・添付資料6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集の結果について

「緊急銃猟ガイドライン」の公表について

第217回国会において成立した、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けて、緊急銃猟の実施主体である市町村向けのガイドラインを作成しました。

このガイドラインにおいては、

- ① 緊急銃猟の基本的な考え方や実施の判断に関する事項、
- ② 安全対策や捕獲の方法などを含めた、事前準備から捕獲後に至るまでの各段階における、必要な対策・情報や留意事項などについて、図や事例を含めて説明しています。

クマによる人身被害の多発に対応するために、『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）』が4月18日に成立し、4月25日に公布されました。これを受けて環境省は政省令の改正を7月8日に公表し、「緊急銃猟」が可能な「危険鳥獣」としてヒグマ、ツキノワグマおよびイノシシを指定しました。同日には、「緊急銃猟」を実施する市町村向けに「緊急銃猟ガイドライン」も公表しています。人の日常生活圏にクマ・イノシシが出没した際、安全確保した上で、市町村が委託して銃猟する「緊急銃猟」は9月1日から可能になりました。

気候変動関連

政府公表

- 「人工光合成の社会実装ロードマップ」の公表([環境省報道発表2025年09月05日](#))
 - 人工光合成、30年実用化へ 環境省が工程表 設備導入に補助(20250903 日経)
 - 環境省 人工光合成原料を40年量産化 有識者検討会で工程表案を提示(20250910 環境新聞)
 - 環境省、CCU技術「人工光合成」の社会実装ロードマップを公表(20250910 環境ビジネス)

情報サイトから

- 統計データ
- 予測データ
- 海外トピックス
- 洋上風力、原子力発電
- 脱炭素(他社支援、製品)
- カーボンフットプリント、排出量取引
- その他

情報サイトから

統計データ

海外

- ・ クライメートセントラル、「危険な高温」30日以上、9.5億人経験 今夏、東京は平年比3度高く(20250918 日経)
- ・ IEA、石炭需要が最高更新 今年、米で発電向け増 脱炭素政策の修正が影響(20250806 日経)

気象庁、国内

- ・ 気象データ分析 日本の夏、蒸し暑さ熱帯級 海が温暖化、列島に水蒸気 東京の湿度はバンコク超す(20250728 日経)
- ・ 東大などが分析 7月下旬の記録的高温、人為的温暖化なければ発生せず(20250808 日経)
- ・ 40度超の地点数が過去最多、地球規模の「テレコネクション」重なり猛暑(20250805 日経)
- ・ 今夏の国内気温は歴代最高 平年+2.3度 「ダブル高気圧」猛威 今月以降も残暑厳しく(20250902 日経)

予測データ

- ・ 温暖化ガス見張る新型衛星 国内の陸域を一度に 水も詳細観測、気象予測にも貢献へ(20250708 日経)
- ・ UNEP環境レポート、気候変動で高齢者の健康リスク増 「ゾンビ微生物」、有毒化学物質の再活性化も(20250723 環境新聞)
- ・ 国立環境研などが予測、地球温暖化でアマゾン熱帯雨林が21世紀中に枯死へ(20250825 環境ビジネス)

海外トピックス

- ・ EU「40年に温暖化ガス9割減」(20250703 日経)
- ・ 温室ガス、40年までに90年比90%削減 欧州委 50年気候中立へ中間目標(20250709 環境新聞)
- ・ トランプ新法成立、脱炭素「大幅後退」EV減税「撤回」、再エネ支援「縮小」化石燃料産業は優遇、CO₂排出8~12%増へ(20250723 環境新聞)
- ・ 気候変動、各国に対応義務 「差し迫った脅威」とICJ(20250724日経)
- ・ **国際司法裁勧告的意見** 気候変動各国の義務 「1.5℃」達成のNDCなど 違反国に完全な賠償義務も(20250730 環境新聞)
- ・ 温室ガス「危険性認定」の撤回案を発表 米国EPA、自動車の排出規制を全て廃止 気候有志連合「公衆衛生と科学への攻撃」(20250806 環境新聞)
- ・ 気候ネットワーク 気候変動に関する国の義務 **ICJ勧告的意見**の暫定和訳を公表 日本に極めて重要な指針を提供(20250827 環境新聞)

今年の日本の夏は、群馬県伊勢崎市で歴代最高気温41.8度を観測、40度超の地点数が過去最多、平均気温も2.3度高く歴代最高となったと気象庁が公表するなど、記録的な暑さとなりました。東京大学や京都大学などの研究者で構成する極端気象アトリビューションセンター(WAC)は、人為的な地球温暖化がなければ起こりえなかったとする分析結果を発表しています。

米国はトランプ第二次政権によりパリ協定脱退に代表されるように地球温暖化対策に後退を示していますが、国際司法裁判所(ICJ)は7月23日に国連総会の要請に基づいて「気候変動に関する国家の義務についての勧告的意見(原題: Obligations of States in respect of Climate Change)」を発表しました。すべての国には気候変動に対して適切な措置を施す義務があり、個別の事案では損害賠償が認められる可能性があるとの見解を示しました。

情報サイトから

洋上風力

- ・ 経産省、浮体式洋上風力、40年1500万キロワット目標 日本経済を支える一大産業へ 第2次「洋上風力発電ビジョン」を策定 EEZ含め 世界第6位の海洋国（20250820 環境新聞）
- ・ 洋上風力発電、価格偏重の入札制度に落とし穴 三菱商事が撤退（20250828 日経）
- ・ 三菱商事、国内3海域洋上風力開発から撤退 中部電系は170億円損失計上（20250829 環境ビジネス）

『再エネ海域利用法』の2025年6月の改正により EEZへの設置許可制度が創設されたことから、経済産業省と国土交通省が浮体式洋上風力を2040年に15GW（原発約15機分）を目標とする「洋上風力産業ビジョン（第2次）」を8月8日に策定しました。しかし、三菱商事と中部電力は、2021年に落札した千葉県沖と秋田県沖の3海域の洋上風力発電計画（合計約1.7GW）から撤退すると発表しました。一方、原子力発電に関しては、関西電力が7月22日に美浜原子力発電所（福井県美浜町）で東日本大震災後で国内初となる新設に向けた地質などの調査を始めると発表しました。

原子力発電

- ・ 関電、美浜に原発新設へ 東日本大震災後で国内初 次世代型を想定、調査（20250719 日経）
- ・ 原発新設14年ぶり再始動 関電、美浜の調査開始 電力需要増、再エネで賄えず（20250720 日経）
- ・ 関電原発、AI電力需要が後押し データ拠点新設にらむ 脱炭素へ地元理解カギ（20250720 日経）
- ・ 原発推進、自公が参院選大敗でも維持へ 国民や参政は前向き（20250721 日経）

カーボンフットプリント

- ・ プラ製容器包装のカーボンフットプリント算定、統ルール策定で6社協働へ（20250708 環境ビジネス）
- ・ 国交省、国が算定基準を統一化 建築物のLCC計算・評価で（20250820 環境新聞）

排出量取引

- ・ 炭素クレジット、使用上限は実排出量の10% 経産省が排取制度で検討方針 登録確認機関 当初3年間は「限定的保証」（20250709 環境新聞）

情報サイトから

脱炭素（カーボンニュートラル） 他社削減支援

- 都、中小企業にCO₂排出量「見える化」ツールを無料提供 SBT認定助成も（20250718 環境ビジネス）
- 「攻めの脱炭素事例集」計8社をウェブで公開 **東京商工会議所**（20250730 環境新聞）
- **京葉銀**、伊藤忠系など2社と 中小の脱炭素支援で連携 取引先向け一気通貫で（20250801 日経）
- **愛媛県**、脱炭素支援で認定制度（20250813 日経）
- **オムロン**、製造100社に無料でCN診断 現状把握と施策を提示（20250821 環境ビジネス）
- 温暖化ガス「ゼロ」工場の造り方教えます **東邦ガス**が全国でコンサル（20250919 日経）

脱炭素経営に向けた支援に関しては、東京都が企業のCO₂算定ツールを300社に無償提供、東京商工会議所が「攻めの脱炭素事例集」（計8社）をウェブで公開、愛媛県が脱炭素支援で認定制度導入、民間では、京葉銀行が事業提携により中堅・中小企業向け脱炭素トータルソリューション拡充、オムロンが製造100社に無料でCN診断し現状把握と施策を提示するサービスを実施、東邦ガスが工場・事業所などのCN実現支援コンサルティングサービスを本格開始などが公表されています。

脱炭素製品

- 日本乾溜工業、CO₂吸収型の竹の舗装材 海外視野に販売倍増狙う（20250806 日経）
- 「**脱炭素化再生資源**」に**再生プラ指定** 産構審資源循環経済小委 自動車など3製品で利用促進へ（20250820 環境新聞）
「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」に自動車、家電4品目、容器包装を指定する方向
- 大成建設、断熱性能を高めた外壁塗料 外熱通しにくく（20250808 日経）

その他

- 海面上昇ツバル、人口過半が豪州に移住申請 気候変動で国家存続危機（2025717 日経）
- 削減貢献量、算定範囲を例示 WBCSDがガイダンス改定（20250822 NIKKEI GX）
- CO₂地下貯留、千葉沖を指定 経産省、工業地帯から回収（20250914 日経）
- 温室ガス算定報告、世界統一基準を共同開発へ GHGプロトコルとISO「共通言語」で炭素会計の新時代に（20250917環境新聞）
- トランプ氏「気候変動は史上最大の詐欺」 国連演説要旨（20250924 日経）
- 国連、気候サミット開催。約100カ国が2035年目標策定にコミット。中国も（20250927 Sustainable Japan）

資源循環

政府公表

- プラスチック使用製品設計指針に基づく4製品分野における設計認定の基準を公表 ppt記載
- プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた第5回政府間交渉委員会再開会合の結果
概要 ppt記載

情報サイトから

- 政府・地方自治体
- リサイクル
- プラスチック問題 なし
- 食品ロス なし

プラスチック使用製品設計指針に基づく 4製品分野における設計認定の基準を公表

1. 概要

プラスチック資源循環促進法において、特に優れたプラスチック使用製品の設計を主務大臣が認定する制度を設けています。この認定を受けるためには、製品の総合的な評価及び情報等の公表を実施するとともに、今般公表した設計認定基準に適合する必要があります。認定を受けた製品については、グリーン購入法上での配慮やリサイクル設備への支援等を通じて利用促進を図り、プラスチックの資源循環を推進していきます。

2. 各製品分野における設計認定基準

- ・ 清涼飲料用ペットボトル容器
- ・ 文具
- ・ 家庭用化粧品容器
- ・ 家庭用洗剤容器

新聞報道

- ・ 経産省、ペット容器など4分野の優れた設計基準を公表 プラ資源循環促進へ（20250728環境ビジネス）

『資源有効利用促進法』改正が5月28日に成立し、資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計など）の認定制度が創設されました。プラスチックを使用する製品、具值的には清涼飲料用ペットボトル容器、文具（クリアホルダー、クリアファイル、バインダー）、家庭用化粧品容器および家庭用洗剤容器について、認定基準が公表されました。認定を受けると、自治体などのグリーン購入で優遇されたりリサイクル設備への支援が得られたりするなどメリットがあります。

清涼飲料用ペットボトル容器

部品	要件
ボトル	- 一 ポリエチレンテレフタレートのみを原料とし、その他の物質を添加していないこと。ただし、ポリエチレンテレフタレート以外の物質を添加したボトルが安全かつ衛生的であって、再資源化を実施することができる場合は、この限りでない。 - 二 着色はしないこと。 - 三 把手は、着色していないポリエチレンテレフタレート又は比重1.0未満のポリエチレン若しくはポリプロピレンを使用すること。 - 四 ボトルに印刷を施さないこと。（賞味期限、製造所固有記号又はロット番号の印字等の微細な表示を印刷する場合を除く。）
ラベル	- 一 ポリ塩化ビニルは使用しないこと。 - 二 風選又は洗浄等の再生処理の工程においてボトルと分離できること。 - 三 ラベルに用いる印刷用インキがボトルに付着しないこと。 - 四 アルミニウムでラミネートされるラベルを使用しないこと。
キャップ	- 一 アルミニウム又はポリ塩化ビニルを使用しないこと。 - 二 比重1.0未満のポリエチレン又はポリプロピレンを主な原料とすること。 - 三 ガラス玉又はパッキンを使用する場合は、その取り外し方をラベルに明示すること。

2（内容量対材料使用量の規定、詳細省略）

3 再生プラまたはバイオマスプラが15%以上

文具

○ クリアホルダー

次のいずれかを満たす

一 イ 従前品より**20%以上削減**

ロ **単一プラ**

ハ 包装がプラ以外又は従前品より20%以上削減

ニ 包装がプラの場合は単一プラ

ホ **使用プラを表示**

ヘ 次のいずれかを満たす

(1) プレコンシューマー材料（**再生プラ**）40%以上

(2) ポストコンシューマー材料（再生プラ）20%以上

(3) **バイオマスプラ**10%以上

ニ イ 前号イ、ロ、ホ及びヘを満たす

ロ プラ部分に直接印刷しない

ハ シールを貼る場合は容易にはがせる

三 イ 第一号イ、ロ、ホ及びヘを満たす

ロ 修繕・取替え可能

四 イ 第一号ロからヘを満たす

ロ プラまたは紙を分離可能

ハ プラ以外の材料が従前より多い、紙・木を混ぜない

五 第一号ロ、ホ及びヘ、第三号ロ並びに前号ロ及びハを満たす

六 第一号ロ、ホ及びヘ、第二号ロ及びハ並びに第四号ロ及びハを満たす

○ クリアファイル（省略）

○ バインダー（省略）

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第5回政府間交渉委員会再開会合の結果概要

2025年8月5日から15日まで、スイス・ジュネーブにおいて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第5回政府間交渉委員会再開会合（INC5.2）が開催されたところ、会合の概要は以下のとおりです。

日本からは、中田宏環境副大臣が関連会合に出席した他、外務省（中村亮地球規模課題審議官他）、経済産業省（福本拓也GXグループ審議官他）、環境省（小野洋参与、小川眞佐子特別国際交渉官他）、農林水産省（西浦博之輸出・国際局審議官他）から構成される政府代表団が出席しました。184か国の国連加盟国、関係国際機関、NGO等約3,700人が参加しました。

会合の概要

（1）今回の再開会合では、昨年末の第5回政府間交渉委員会（INC5.1）で作成された議長テキストを元に、4つの作業部会に分かれて前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉が行われました。

この過程において、

- ① 目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第6条）、廃棄物管理（第7条）、既存のプラスチック汚染（第8条）、公正な移行（第9条）、履行・遵守（第12条）、国別行動計画（第13条）等については、具体的な文言交渉を通じて条文案の最終化に向けた議論が進展しました。
 - ② 他方で、生産、プラスチック製品（第4条）、資金（第10条）、締約国会議（第18条）等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見の収斂に至りませんでした。
 - ③ 手続規定の一部（脱退（第29条）、寄託者（第30条）、正文（第31条））については作業部会で意見が一致し、法的な確認作業が行われました。
- （2） 8月13日には、それまでの議論を踏まえて改めて議長から条文案（一次案）が提示され、更に交渉が行われましたが、意見の一致には至りませんでした。8月15日未明には、議長から条文案（二次案）が提出され、協議が行われましたが、実質合意には至りませんでした。このため、今後、**再開会合を開催し、交渉を継続**することとなりました。
- （3） 日本からは、今回の会合において、（以下省略）

新聞報道（結果）

- ・ プラ流出、アジアで環境破壊 インドやスリランカの生態汚染 生産規制求める声も（20250727 日経）
- ・ プラ条約、合意できず 国連環境計画 2度目の先送りに（20250816 日経）
- ・ プラスチック条約交渉が再び決裂 UNEP政府間会合「生産規制」削除の議長案に猛反発 後日に交渉再開も見通し不透明（20250820 環境新聞）

新聞報道（経過）

- ・ プラスチック規制の国際ルール策定へ協議再開 今週の市場・予定（20250803 日経）
- ・ スイスでプラスチック規制の条約交渉再開 環境対策に生産量規制議論（20250805 日経）
- ・ 生産、資金等で未だ対立 プラ条約政府間交渉委、再開会合が5日から開幕（20250806 環境新聞）
- ・ プラスチック規制協議の国連会議、延長へ 15日に継続（20250815 日経）
- ・ プラ条約交渉難航 国連環境計画、生産量規制など溝（20250815 日経）

海洋汚染問題に発展したプラスチック汚染問題に対応するために国際的に法的拘束力のある文書（条約）の策定を目指す政府間交渉委員会（INC）が8月5日から15日にかけてスイス・ジュネーブで開催されました。これは、昨年11月25日から12月1日に大韓民国（韓国）の釜山で開催された会合（INC5.1）で合意できなかったため、再会合（INC5.2）として開催されたものです。INC5.1ではプラスチックの生産規制、プラスチック生産時に使う化学物質や使い捨て製品の使用制限、途上国の廃棄物管理を支援する資金負担などが懸案で合意に至りませんでした。INC5.2でも特に生産規制に関してEUや太平洋の島国と中東の石油産油国やインドとの意見の隔たりを埋めることができず、合意は先送りされ、今後、再開会合を開催し、交渉を継続することとなりました。

情報サイトから

政府・地方自治体

- 環境省、**不要衣類**循環へ自治体向け事例集 法的位置づけカギに(20250726 日経)
- 産構審・中環審合同WG 指定再資源化製品の追加など検討 リチウムイオン電池による火災防止へ(20250806 環境新聞)
- 経産省、モバイル充電器の回収義務化 リサイクルも 発火続発で(20250813 日経)
- 太陽光パネルのリサイクル義務化、政府が法案修正へ(20250829 日経)
- 政府、リサイクル義務化断念 使用済み太陽光パネル(20250903 環境新聞)

リサイクル

- 三菱ケミGとENEOS **廃プラ分解**、国内最大規模 今年度稼働、ガソリンに再生(20250703 日経)
- ENEOSと三菱ケミカル、**プラ油化**事業開始 ケミカルリサイクル設備竣工(20250707 環境ビジネス)
- 新興が量産 複合プラごみ再生、建築資材や食品パックに(20250710 NIKKEI GX)
- 荏原環境プラント、**汚廃プラ**も前処理なしでケミカルリサイクル 実証開始(20250808 環境ビジネス)
- **難再生古紙**でバイオエタノール ENEOS、TOPPANなど 先行プラントの建設に着手(20250820 環境新聞)

ケミカルリサイクルに関して、ENEOSと三菱ケミカルがプラスチック油化の開始に向けた設備竣工、荏原環境プラントのケミカルリサイクルの実証プラントが竣工し試験を開始、ENEOSとTOPPANホールディングスが古紙のバイオエタノール化実証プラントを日本製紙富士工場で工事着工などの報道発表が相次ぎ、商業化に向けた進展を見せています。

バイオマス

- なし

食品ロス

- なし

生物多様性

政府公表

- 「猪苗代湖」がラムサール条約湿地に新規登録されました [ppt記載](#)
- ラムサール条約第15回締約国会議(COP15)の結果概要について [ppt記載](#)
- 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ(2025-2030年)」の策定について [ppt記載](#)
- 「ネイチャーポジティブポータル」の開設について [ppt記載](#)

情報サイトから

- 札幌で見つかった植物「毒含む外来種」 北大が調査、触ると炎症恐れ(20250715 日経)
- 東急不動産グループ、英国手法を参考に生物多様性の定量化手法を独自開発(20250729 環境ビジネス)
- 野生動物の痕跡で種を特定 産総研など 専門知いらず、非侵襲の手法(20250806 環境新聞)
- 「ネイチャーSBTs」の日本語版資料公開、八千代エンジがレビュー担当(20250825 環境ビジネス)

「猪苗代湖」がラムサール条約湿地に新規登録

- 令和7年7月15日(火)に、「猪苗代湖」が、ラムサール条約湿地に新規登録されました。福島県内のラムサール条約湿地の登録は、尾瀬に続き2か所目となります。これにより、我が国のラムサール条約湿地は計54か所となりました。
- ラムサール条約湿地に登録されたことにより、猪苗代湖に生息・生育する動植物が保全され、ワイズユース(持続可能な利用)が促進されることが期待されます。

新聞報道

- ・猪苗代湖、ラムサール条約に登録 福島、コハクチョウの飛来地(20250716日経)

猪苗代湖が7月15日に、ラムサール条約湿地に新規登録され、日本のラムサール条約湿地は計54か所となりました。

ラムサール条約湿地の国際的基準

- 基準1. 各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
- 基準2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要な湿地
- 基準3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
- 基準4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
- 基準5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準6. 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地
- 基準7. 固有な魚介類(甲殻類、軟体類等を含む)の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
- 基準8. 魚介類(甲殻類、軟体類等を含む)の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地
- 基準9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の1%以上を定期的に支える湿地

猪苗代湖

北部と南部で異なる湖底地形、酸性河川水流入による自然の浄化作用等

IUCNレッドリストにおける絶滅危惧種が4種存在

猪苗代湖及びその周辺において、78科197種の動物が確認されている。底生動物だけで90種類以上いるという報告もある。植物については、水生植物が35科100種、水生植物以外の植物が23科705種確認されている

冬季の浅水域の結氷により、絶滅危惧種アサザ(*Nymphaea peltata*)の大規模群落を維持

コハクチョウ(*Cygnus columbianus bewickii*)について、近年は800羽程度が飛来し、日本/朝鮮非繁殖個体群の1%を超える個体数が越冬地として利用

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(以下、「ラムサール条約」)は、昭和46(1971)年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。

ラムサール条約では、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全及びワイズユース(持続可能な利用)を促進することを目的とし、各締約国に対してその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約の湿地登録簿に登録することを求めるとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定しています。

我が国は、昭和55(1980)年10月17日に加入し、その際、釧路湿原をラムサール条約湿地として指定し、条約事務局に登録しています。



ラムサール条約第15回締約国会議（COP15）の結果概要

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称 ラムサール条約）第15回締約国会議（COP15）が、2025年7月23日から同年7月31日まで、ヴィクトリアフォールズ（ジンバブエ共和国）で開催されました。

本会議では、条約実施の進捗等について事務局から報告が行われたほか、**ラムサール条約第5次戦略計画**を含む合計25本の決議が採択されました。

また、同会議の期間中に、「ラムサール条約湿地都市認証制度」に基づき新たに認証された**愛知県名古屋市**及び本年7月にラムサール条約湿地として登録された**猪苗代湖**の関係自治体である福島県、会津若松市、郡山市、猪苗代町に対して、ラムサール条約事務局長から**認定証・登録証がそれぞれ授与**されました。

「ラムサール条約第5次戦略計画(2025-2034)」

- ・ 2025年から2034年までの10年間の条約実施の基礎となる戦略計画
- ・ 同戦略計画では、ビジョンとして「湿地が評価、保全、回復され、賢明に利用され、健全な地球を支える生態系サービスを維持し、すべての人々に利益をもたらす、自然と調和して暮らす世界」を掲げるとともに、条約の3つの柱を反映・包含した以下の4つのゴールが設定
 - 【ゴール1】湿地の喪失と劣化への対処と逆転
 - 【ゴール2】湿地のワイズユースの実現
 - 【ゴール3】国際的に重要な湿地の効果的な保全・管理
 - 【ゴール4】条約実施の強化

ラムサール条約（1971年2月2日採択）

日本は1980年に加入。2024年2月現在、締約国は172カ国

3つの柱：保全・再生、ワイズユース、交流・学習（CEPA）

定義する「湿地」：湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水池、水田、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁など、

ラムサール条約湿地都市認証制度に基づく認証式

7月15日にラムサール条約湿地として登録された猪苗代湖の関係自治体である福島県、会津若松市、郡山市、猪苗代町に対して、7月26日に条約事務局長から登録証が授与されました。

猪苗代湖のラムサール条約湿地新規登録に係る登録証の授与

7月24日にラムサール条約湿地都市認証制度に基づく新規認証都市への認証式が開催。名古屋市（愛知県）が新たに認証。
7月26日には、名古屋市から、条約湿地におけるこれまでの取組内容等について、サイドイベントで発表。

ラムサール条約湿地自治体認証

条約の決議XII.10に基づき、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等に関する国際基準に該当する自治体に対して認証を行うもの。自治体のブランド化、及び地域における湿地の保全やワイズユース（賢明な利用）の推進を図ることを目的とする。

認証された自治体には、締約国会議（COP）において、条約事務局より認定証が授与されるとともにウェブサイト等で紹介される。

「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」の策定

■ 背景

我が国では、2030年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向けて「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、その中で掲げた2030年目標「生物多様性の損失を止め、反転させる」すなわちネイチャーポジティブの実現に向けた5つの基本戦略の1つとして「ネイチャーポジティブ経済の実現」を位置付けています。

2024年3月には、ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを示し、実践を促すために「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定しました。

ネイチャーポジティブ経済を実現するためには、企業・金融機関・投資家・消費者・地方公共団体等を含むステークホルダーの連帯が重要であり、各主体が「いつまでに、何をすべきか」といった方向性を共有するためにも、2030年までの筋道の全体像の具体化が必要です。

このため、国の施策を主軸としつつ、各ステークホルダーに期待するアクションについてネイチャーポジティブ経済研究会において議論を行い、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」を、この度策定しましたので公表するものです。

■ 概要

本ロードマップでは、ネイチャーポジティブ経済移行戦略で示している「ネイチャーポジティブ経済移行後の絵姿」の詳細化を図った上で、以下の3つの視点からネイチャーポジティブ経済移行に向けた国の施策の方向性等を整理しました。

これにより、各ステークホルダーの主体的な取組の深化や、関係省庁の施策との相乗効果の向上を図り、連帯した取組を促進することで2030年以降のネイチャーポジティブな取組効果の発現を目指します。

- (1) ランドスケープアプローチの観点から地域の自然資本を活かしたネイチャーポジティブな地域づくりを実現（企業価値と地域の価値を併せて向上、地域活性化に繋げる）
- (2) 自然資本の環境価値を活用した経済全体の高付加価値化、情報開示促進及びネイチャーファイナンスの拡大により、ネイチャーポジティブ経営実践の拡大・深化を図る
- (3) ネイチャーポジティブな取組を進める日本企業の国際的競争力の強化のため、産官学の連携の下、自然資源の調達や土地利用の在り方を含めた自然領域のルールメイキング等に積極的に関与・主導する

■ 新聞報道

- ・ NPの市場価値創出へ 投融資、調達で2指針策定 環境省がロードマップ案公表（20250723日経）
- ・ 環境省、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030）」公表（20250802 Sustainable Japan）
- ・ 環境省、ネイチャーポジティブ経済移行へ 2030年に向けた戦略マップ策定（20250804 環境ビジネス）

（4）ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップにおける国の施策の全体像

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2050年度
視点1 NP地域づくりで企業と地域の価値向上	1-1 企業価値向上と地域価値向上の同時実現 生物多様性見える化マップ（自然共生サイト等に関連するデータベース）の機能搭載・拡充 企業・地域価値の向上見える化に向けたワークショップ等の実施 NP取組が企業・地域価値向上につながる成功事例の創出 ランドスケープアプローチの先行モデル創出						
	1-2 NPな地域づくりの体制強化（面的な取組展開） 生物多様性地域戦略の策定支援						
視点2 NP経営実践拡大・深化に向けた自然資本価値可視化、情報開示促進	2-1 生物多様性・自然資本に関するデータ整備 衛生を活用した植生図の整備等速報性を重視した自然環境情報の整備 生物多様性見える化マップ（生物多様性に関する各種情報）の機能搭載・拡充 官民整備の各種データベース等の機能・連携強化、各種指標に関する検討の国際動向と各種データベースの整合性確保						
	2-2 生物多様性・自然資本の価値取引を見据えた価値評価 生物多様性・自然資本の価値評価及びその活用に関する基本的考え方整理						
	2-3 NP経営移行による「企業価値向上ストーリー」の確立・浸透 優先対象分野別リスク・機会ロジックの検討・作成等の開示支援 企業価値向上ストーリー集（仮称）						
	2-4 ネイチャーファイナンスの拡大・質向上 投資資金NP配慮指針（仮称）等検討・策定 NP配慮指針等を活用した官民連携ネイチャーファイナンス先行モデルの創出						
	2-5 消費者側の意識・行動変容への仕掛け NP関連価値を見せる売場づくり等の好事例創出 消費行動におけるNP配慮の重要性等の継続周知						
視点3 自然関連領域の国際ルールメイキング、国際競争力強化	3-1 調達におけるNP配慮の推進 調達NP配慮指針等（仮称）の検討・策定						
	3-2 自然領域における国際ルールメイキングへの参画 自然領域の市場獲得の基盤となる攻めの戦略、守りの戦略の策定 ネイチャーフットプリントの開発、金融セクター向け活用ガイダンス（仮称）の公表						

ネイチャーポジティブ経済への移行

自然と共生する社会

環境省が7月31日に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」を公表しました。これは、「生物多様性国家戦略2023-2030」（2023年3月閣議決定）で示された基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」に向けて2024年3月に策定された「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の具体的な道筋を示すロードマップとして策定されたものです。この中では、ネイチャーポジティブ（NP）経済移行後の絵姿として「個々の企業のNP経営が進み、情報公開を通じ取組が投資家や地域に高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上が結び付き、取組がさらに促進される好循環が生まれている」と描いています。また、NP経営を「自然へのネガティブな影響よりも、ポジティブな影響が上回る経営状態を目指し、個社が自社にとってのリスクを把握した上で、既存ビジネスにおいてリスクを回避できており、新規ビジネスにおいてもリスクに配慮した展開ができてきている状態。加えて、自社にとっての機会を認識した上で、機会を起点にビジネス化ができてきている状態」と説明しています。このためには、自然の価値を計測する指標の確立が課題となりますが、2025年度に考え方を整理し、2026年度以降に検討するとしています。また、2025年度には中堅・中小企業も含めNP経営移行が企業価値向上につながるストーリーを検討・策定し、2026年度以降にNP経済プラットフォームを活性化して取組みを推進するとしています。さらに、中堅・中小企業に関しては2028年度から能力養成や技術開発・支援を行うとしています。

(参考)「生物多様性国家戦略 2023-2030」

(第六次戦略 令和5年3月31日閣議決定)

1. 位置づけ

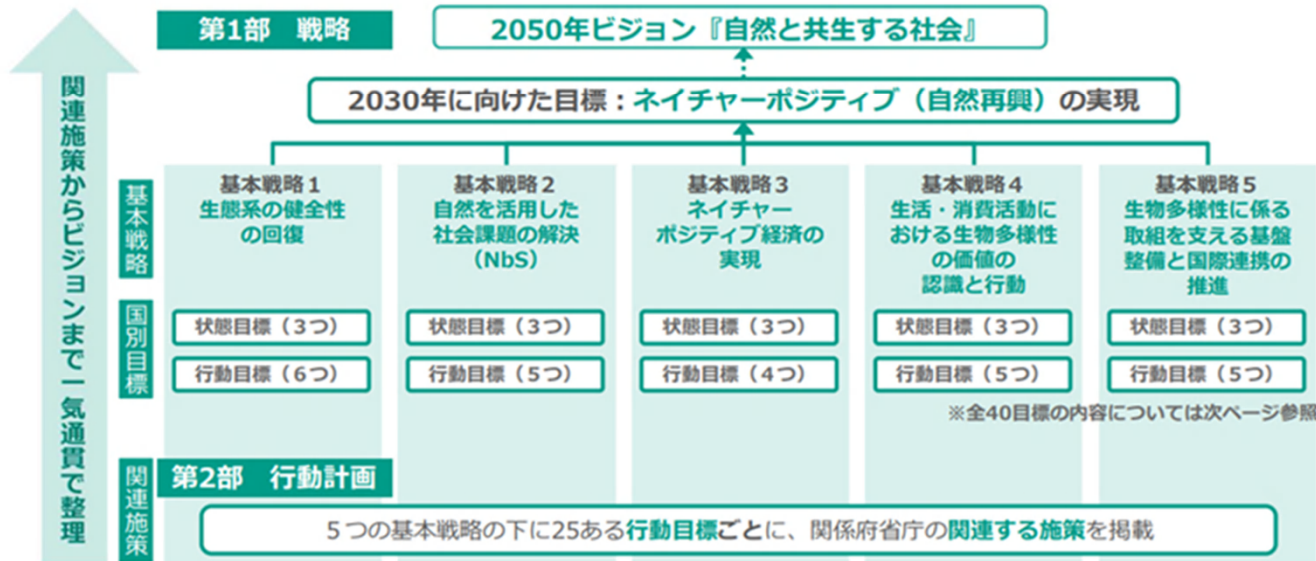
- ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



行動目標とその主な指標（抜粋）（次スライドに数値記載）

行動目標1-1

全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している

我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合

状態目標3-1

生物多様性の保全に資するESG投資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている

- ・国際的なイニシアティブ（SBTs for Nature, TNFD 等）及び国内のイニシアティブ（JBIB、経団連自然保護協議会等）に参加・賛同・認定を受けている企業の数又は割合
- ・生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数又は割合
- ・生物多様性の配慮に関する目標設定及び情報開示を行っている企業の数又は割合
- ・サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を実施している企業の数又は割合
- ・TNFD への賛同団体数（国内）

行動目標3-2

事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる

- ・生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合
- ・生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の数及び市場規模

行動目標4-4

食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する

- ・ワンウェイプラスチック排出抑制
- ・プラスチック製容器包装のリユース・リサイクル率
- ・プラスチックの再生利用量
- ・使用済みプラスチックの有効利用
- ・バイオマスプラスチック導入量
- ・飲料用PET ボトルの有効利用（回収率）

日本の生物多様性が直面する四つの危機（戦略p16-18）

- 1) 第1の危機（開発など人間活動による危機）
- 2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）
- 3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）
- 4) 第4の危機（地球環境の変化による危機）

IPBES 2019報告書

- ①陸と海の利用の変化
- ②生物の直接的採取
- ③気候変動
- ④汚染
- ⑤外来種の侵入

(参考) ネイチャーポジティブ経済移行戦略

1. 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で策定しましたので公表します。
2. 本戦略は、「ネイチャーポジティブ経営」(自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題(マテリアリティ)として位置づける経営)への移行の必要性、移行に当たって企業が押えるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例、ネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策を具体化させたものです。
3. 本戦略の実行を通じて、「ネイチャーポジティブ経済」、すなわち、個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、また、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮が評価されるとともに、行政や市民等の多様な主体による取組が相まって、資金の流れの変革等がなされた経済を目指します。

趣旨・目的

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年ミッションとして「生物多様性の損失を止め反転させる」すなわち「ネイチャーポジティブ(自然再興)」が掲げられました。

この新たな国際約束の達成のため、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」(以下「生物多様性国家戦略」という。)が閣議決定され、同戦略における2030年ミッションを達成するための「5つの基本戦略」のうち基本戦略3として「ネイチャーポジティブ経済の実現」が掲げられました。

この基本戦略3における重点施策として、ネイチャーポジティブ経済移行戦略が位置付けられています。2022年3月から、環境省で設置したネイチャーポジティブ経済研究会において議論を行い、このたび、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省庁連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を取りまとめました。

概要

本戦略は、ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを分かりやすく示し、実践を促すためのものです。そのため、経済活動の自然資本への依存と損失が社会経済の持続可能性に対する明確なリスクでありネイチャーポジティブ経済への移行の必要性があることについて示した上で、

1. 企業の価値向上プロセスとビジネス機会の具体例
2. ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素
3. 国の施策によるバックアップ

を記載しています。

なお、企業がネイチャーポジティブ経営を進める上での個別のプロセス(体制づくり、計画づくり等)については生物多様性民間参画ガイドライン(2023年4月第3版発行)に記載しており、いわば本戦略は生物多様性国家戦略と当該ガイドラインを繋ぐものです。

本戦略に基づき、関係省庁間での緊密な連携の下、施策を強力に推進し、ネイチャーポジティブ経済への移行を着実に進めます。

戦略の内容

PIEMS-Lab解釈(Web未掲載)

本戦略は、2030年を目標年度とする生物多様性国家戦略の基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」について企業が押えておくべき要素やそれを支える国の施策を具体化したもので、2030年を目標年として策定したものです。

企業が押えておくべき要素として、

- ①まずは足元の負荷の低減、
- ②総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励、
- ③損失のスピードダウンの取組にも価値、
- ④消費者ニーズの創出・充足、
- ⑤地域価値の向上にも貢献

を挙げています。

参考資料p28では、企業の価値創造プロセスとビジネス機会の例として、

- ① 食糧・土地・海洋の利用、
- ② インフラ・建設、
- ③ エネルギー・採取活動

を挙げ、ケーススタディとして、

- ・陸上養殖、
- ・環境配慮型養殖技術、
- ・積水ハウスの「5本の樹」計画による顧客満足と自然保全の両立、
- ・サントリーの流域とサプライチェーンのネイチャーポジティブ経営、
- ・バイオマス(廃材含む)を含むプラスチックに代わる素材へのアップサイクリング、
- ・自然回廊技術、
- ・ネイチャーポジティブ×テックベンチャー

を記載しています。

なお、「ネイチャーポジティブ(自然回復)」を、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で示された「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急行動をとる」と同じ概念と説明しています。また、「ネイチャーポジティブ経済」を、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済」と説明しています。

環境省「ネイチャーポジティブポータル」の開設

1. 我が国では、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、短期目標として掲げた「2030年ネイチャーポジティブ※の実現」に向けて、各種施策を実施しています。

2. 今回、ネイチャーポジティブに関する様々な情報にアクセスできる、入り口となるサイトとして「ネイチャーポジティブポータル」を開設いたしましたので、お知らせします。

※自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

趣旨・目的

我が国では、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、短期目標として掲げた「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向けて、各種施策を実施しています。

ネイチャーポジティブを実現するためには、国民、地方公共団体、事業者、研究機関、教育機関、民間団体（NGO・NPO等）等経済・社会を構成するステークホルダーが生物多様性の重要性を理解した上で行動変容につなげていく必要があり、そのためにネイチャーポジティブに関する基本的な考え方や国の施策、最新動向等を効果的・効率的に情報発信していくことが重要です。

そこで、ネイチャーポジティブに関する様々な情報にアクセスできる、入り口となるサイトとして「ネイチャーポジティブポータル」を開設いたしました。今後も情報の拡充等を検討していますので、ぜひご覧ください。

構成

(1) ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブ、生物多様性、生態系サービスに関する基本的な考え方をまとめています。

(2) 国の取組

生物多様性条約と昆明・モントリオール生物多様性枠組、生物多様性国家戦略2023-2030の概要を掲載しています。

(3) 新着ニュース

環境省の報道発表内容等の最新情報を掲載していきます。

(4) 関連サイト

環境省をはじめとした国の施策や各種支援に関する情報サイトをとりまとめ、主体別・分野別等の絞込み機能により目的の情報にたどり着けるように整理しています。

(5) 用語集

ネイチャーポジティブに関連する用語についての解説と関連サイトを紹介しています。

(6) 各主体別の情報提供ページ

事業者・地方公共団体・国民の3つの主体ごとに、「知る」「つながる」「行動する」の各フェーズに応じた情報を整理し、掲載しています。

URL

ネイチャーポジティブポータル：<https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/>



新聞報道

- 環境省、「ネイチャーポジティブポータル」開設。情報発信強化（20250821 Sustainable Japan）
- 環境省「ネイチャーポジティブポータル」開設 情報集積、取り組み後押し（20250827 環境新聞）
- 環境省、ネイチャーポジティブ情報へのアクセスを容易に ポータルサイト公開（20250821 環境ビジネス）

環境省は、ネイチャーポジティブに関する様々な情報にアクセスでき、その入り口となるサイトとして「ネイチャーポジティブポータル」を8月18日に開設しました。

環境省報道発表 2025年08月18日(月) https://www.env.go.jp/press/press_00392.html

環境経営

政府などの公表

- ・ なし

情報開示

- ・ ISSBが「SASBスタンダード」の修正案を公表 ([20250711 SSBJ](#))
- ・ 金融庁、サステナ開示義務化、「全プライム対象」は見送り (20250708 日経)
- ・ 金融庁、サステナ開示、大企業から 27年3月期以降義務化 投資資金呼び込む (20250718 日経)
- ・ 金融庁、SSBJ開示・保証で中間論点整理。時価総額5000億円以上は2029年3月期を基本 (20250718 Sustainable Japan)
- ・ 欧州委 中小企業のサステナ情報開示で勧告 金融機会拡大、情報の過剰要求防ぐ (20250820 環境新聞)
 - ・ 補足文書「ガイダンス文書『IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報(移行計画に関する情報を含む)の開示』」
 - ・ 補足文書「教育的資料『ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用』」
- ・ 「開示地獄」嘆く企業に金融庁配慮 非財務情報ミス免責で法改正へ (20250913 日経) SSBJ、2025年8月SSBJハンドブックの公表 ([20250829 SSBJ](#))

SSBJ

- ・ 2025年8月補足文書の公表 ([20250825 SSBJ](#)) 2件
- ・ 2025年9月補足文書の公表 ([20250917 SSBJ](#)) 1件
- ・ 2025年9月SSBJハンドブックの公表 ([20250930 SSBJ](#)) 7件

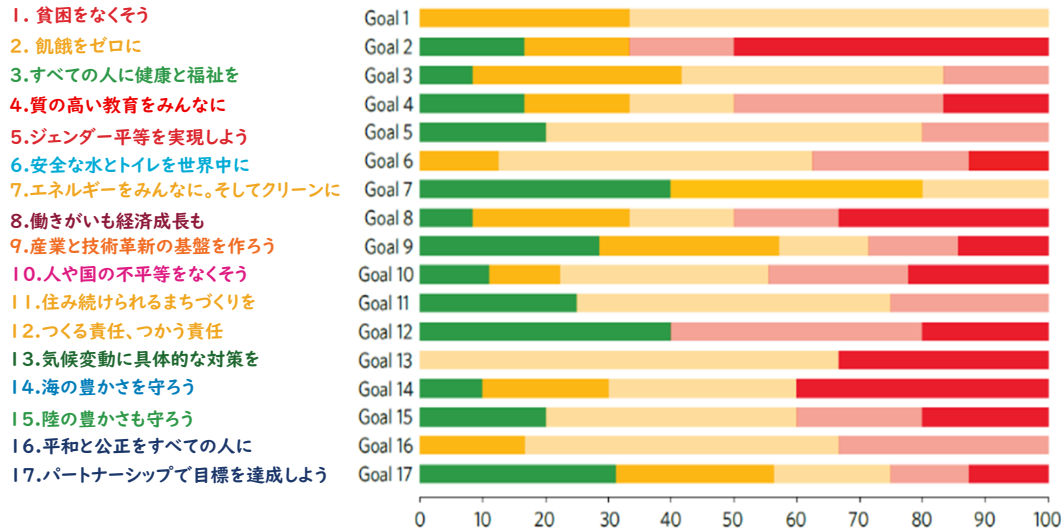
環境経営

情報サイトから

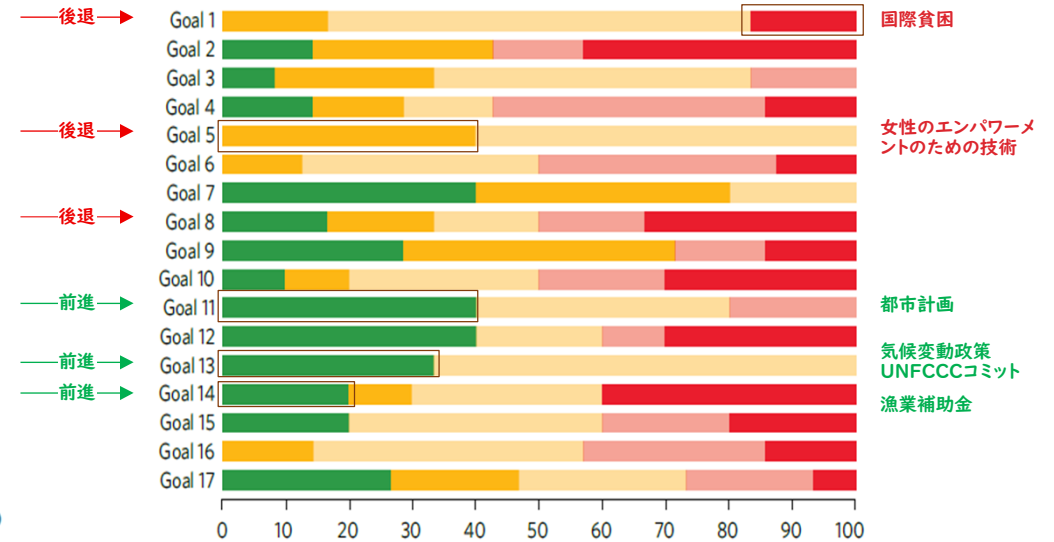
- SDGs、「達成または順調」わずか18%のみ 国連報告書 残り5年、進捗は極めて不十分 グテーレス事務総長「国際金融の抜本改革を」(20250723 環境新聞) ppt記載
- 国連ハイレベル政治フォーラム開催 日本政府、4年ぶり3回目のVNRを実施(20250729 環境ビジネス)
- 帝国データバンク、「SDGsに積極的」企業、初の減少 中小など余裕なく(20250826 日経)
- 環境危機時計、1年で6分進行 異常高温影響か(20250911 日経)
- GRIとTNFD、自然資本開示で事例集発行。7社の好事例紹介(20250702 Sustainable Japan)
- 第8回「エコプロアワード」受賞企業発表 環境大臣賞に「デカボスコア」(20250903 環境ビジネス)

国連「世界持続可能な開発報告書」2025年版

17の目標の進捗状況評価(目標別、パーセンテージ)
2024年版



17の目標の進捗状況評価(目標別、パーセンテージ)
2025年版



国連が7月14日、SDGsの年次進捗報告書「持続可能な開発目標(SDGs)報告2025」を**発表**しました。2015年9月に採択されたため、10年目となります。国連のニュースリリースでは、「入手可能な最新のデータによると、全ターゲットのうち、順調に進んでいるまたはある程度前進しているものは35%にすぎない一方、半数近くは進捗があまりにも遅く、18%は後退しています」と評価しています。

2025年報告は2024年報告の体裁が踏襲され比較が可能です。比較すると、169のターゲットのうち、2024年から前進したのは14ターゲットで、生産的で持続可能な農業、女性のリーダーシップ、物質資源効率、完全雇用とディーセント・ワーク、児童労働と強制労働、インフラ開発、都市計画政策、気候変動政策などのターゲットです。一方、後退は17ターゲットで、国際貧困、必須サービスへの政府支出、薬物乱用と治療、水質、経済成長、中小企業のフォーマル化、差別撤廃、暴力および関連死の削減などです。この結果から、先進国の取組みは前進しているものの、発展途上国で後退している印象を受けます。報告書では、取組みが遅れている、または、改善が必要な地域として再三「サハラ以南アフリカ」を指摘しています。この地域で大きな前進がないと、SDGsの目標達成は困難です。

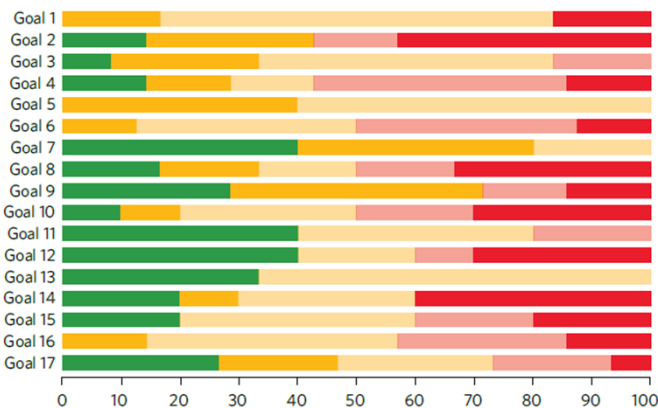
今回の報告書では、データシステムの脆弱性を課題とし、特にデータの入手にギャップが残っているとしています。データ取得が改善したのは、目標3(すべての人に健康と福祉を)、目標6(安全な水とトイレを世界中に)、そして目標7(手頃な価格でクリーンなエネルギーをみんなに)です。一方で、依然として進展していないのは、目標5(ジェンダー平等を実現しよう)、目標13(気候変動に具体的な対策を)、目標14(海の豊かさを守ろう)、そして目標16(平和と公正をすべての人に)で、40%程度にとどまっています。これは、脆弱な財政基盤によるものであり、参加各国が自国のデータ・統計システムへの国内投資を増やすとともに、国際パートナーシップの支援も必要と報告書では指摘しています。

凡例	2024	2025
● 順調または目標達成	17%	18%
● 中程度の進捗だが加速が必要	18%	17%
● わずかな進捗だが大幅な加速が必要	30%	31%
○ 停滞	18%	17%
● 後退	17%	18%
● データが不十分		

Goal8
経済成長
中小企業のフォーマル化
物質資源効率
完全雇用とディーセント・ワーク
児童労働と強制労働
持続可能な観光
金融サービスへのアクセス

国連「世界持続可能な開発報告書」2025年版

17の目標の進捗状況評価(目標別、パーセンテージ)



3. すべての人に健康と福祉を

数十年にわたる成果の後、世界の保健医療の進歩は鈍化しています。2000年から2019年の間に、妊産婦死亡率と乳幼児死亡率は大幅に低下し、HIV感染率は低下し、健康寿命は5年以上延びました。しかし、COVID-19はこれらの成果の一部を覆し、平均寿命を1.8年短縮し、ほぼすべての保健関連のSDG目標達成に向けた進捗を鈍化させました。[感染症: エイズ、結核、マラリア、NTD、非感染症: 心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患。タバコ、アルコール、自殺、避妊]。

4. 質の高い教育をみんなに

進捗は依然として遅れ、多くの国で学習成果も下しています。目標4の達成を加速させるには、各国はアクセス、学習、公平性を同時に実現する包括的な政策と資金調達を優先する必要があります。これには、質の高い幼児教育の拡大、無償義務教育の法的保証の実施、特に後開発途上国におけるデジタルおよびインフラ格差の解消、そして成人や社会的弱者層への生涯学習機会の拡大が含まれます。

5. ジェンダー平等を実現しよう

画期的な北京宣言と行動綱領から30年が経過した現在も、ジェンダー平等は依然として実現の道のりが遠い。進歩は見られるものの、差別的な法律やジェンダーに基づく規範がジェンダー平等の実現を阻み続けています。ジェンダー平等を達成するには、法的枠組みを強化し、経済的・構造的障壁を削減し、あらゆるレベルでジェンダー平等への投資を拡大する、総合的かつ包括的でジェンダーに配慮した政策パッケージが必要です。

6. 安全な水とトイレを世界中に

いくら改善は見られるものの、水と衛生の進歩は依然として不十分である。現在のペースでいくと2015年から2024年にかけて、飲料水、衛生設備、衛生サービスへのアクセスは着実に拡大しましたが、依然として数十億人が十分なサービスを受けられていません。目標6を達成するには、包括的な資金調達メカニズムの活用、革新的技術の活用、制度的能力の強化、多様なステークホルダーによるパートナーシップの促進、そしてあらゆるセクターとガバナンスレベルにわたる水管理の統合が必要です。

7. エネルギーをみんなに。そしてクリーンに

世界は目標7の達成に向けて大きな進歩を遂げています。世界の電力アクセスは、2010年の84%から2023年には92%に達しました。一方、グリーンな調理用燃料と技術へのアクセスは、2015年から2023年の間に64%から74%に増加しました。再生可能エネルギーは現在、最も急速に成長しているエネルギー源であり、2025年には主要電源として石炭を上回ると予測されています。しかし、目標7の目標を達成するには、特に発展途上国において、グリーンエネルギーへの投資を大幅に増やす必要があります。

8. 働きがいも経済成長も

世界経済の成長は低迷しています。貿易摩擦の激化と政策の不確実性により、一人当たりGDP成長率は2025年にはわずか1.5%に減速すると予測されています。生産性の伸び悩みと労働者の権利遵守の低下は、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の進展をさらに阻害しています。すべての人々が働きがいのある人間らしい仕事に就くことができるよう、政府は、特に世界経済の不確実性が高まる中で、金融や経済機会への公平なアクセスを確保しつつ、非正規労働者の正規雇用への道筋、社会保障制度の強化、労働者の権利の執行の強化、グリーン経済やデジタル経済への取組みへの投資など、包括的な戦略を加速させる必要があります。

9. 産業と技術革新の基盤を作ろう

2015以降、インフラの拡充、産業成長の促進、イノベーションの促進において顕著な進展が見られました。一人当たり製造業付加価値(MVA)、海上貨物量、5Gモバイルブロードバンド、しかし、地域間の格差は依然として大きい。CO2排出量は過去最高を記録。目標9の達成に向けて、各国は強靱なインフラとR&Dへの投資を強化し、中小製造業者への資金調達へのアクセスを拡大し、世界で最もサービスが行き届いていない地域において、手頃な価格のブロードバンドとイノベーションシステムを優先することで、デジタルディバイドを解消する必要があります。

10. 人や国の不平等をなくそう

2015以降、ほとんどの国で人口の下位40%の所得と消費の伸びが全国平均を上回っていますが、所得水準の異なる地域や国の間では依然として格差が残っています。差別に関する報告は世界的に増加しており、都市部住民、女性、障害者、最貧困層、低学歴層で特に顕著です。目標10を軌道に戻すには、脆弱な人口グループへの追加支援の提供、差別の拡大との闘い、労働所得の保護、新興国および発展途上国の成長を促進するための構造改革の導入が必要となります。

11. 住み続けられるまちづくりを

急速な都市化により、世界人口の半数以上が都市部に居住するようになり、住宅の入手可能性は危機的なレベルに達しています。気候変動の脅威は都市の脆弱性を高めています。安全でレジリエントかつ持続可能な都市を創出するには、手頃な価格の住宅、気候変動に強いインフラ、そして包括的なガバナンスへの協調的な投資が必要です。

12. つくる責任、つかう責任

食品廃棄物、食品ロス、電子機器廃棄物はかつてないレベルに達しており、消費の増加は国内の物質消費とマテリアルフットプリントの増加を継続的に引き起こしています。しかし、持続可能な消費と生産に向けた機運は制度レベルで高まっています。こうした制度的取り組みを世界の消費と生産の水準における真の変化へとつなげるには、責任ある消費と生産には、システム、政策、市場、そして行動全体にわたる包括的な変革が必要です。政府、民間セクター、市民社会、そして消費者全体にわたる協調的な取り組みが求められます。

13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動は加速しており、2024年は産業革命以前の水準を約1.55℃上回り、記録上最も暑い年となる見込みです。異常気象は激化しており、16年ぶりの深刻な気候関連避難を引き起こし、食料不安、経済損失、そして不安定さを悪化させています。世界は気候変動対策を緩めることはできず、また緩めてはなりません。1.5℃の気温上昇抑制を達成可能な範囲にとどめるためには、特に脆弱な地域において、適応、レジリエンス(回復力)、そして排出削減への緊急投資を加速させる必要があります。何もしないことのコストは、行動を起こすコストをはるかに上回り、住みやすく持続可能な未来を確保するための機会が急速に狭まっています。

14. 海の豊かさを守ろう

乱獲、汚染、生物多様性の喪失、そして気候変動による脅威は増大しています。保全活動の拡大にもかかわらず、海洋保護区に指定されている海洋はわずか8.4%で、2030年までに30%にするという目標には程遠く、海洋の重要生物多様性地域のうち保護されているのはわずか46%です。2025年6月にニースで開催された第3回国連海洋会議は、新たな勢いをもちました。各国は大胆な政治宣言を採択し、海洋保護、汚染管理、公海ガバナンス、脆弱国への支援に重点を置いた800以上の自主的なコミットメントを行いました。重要な節目となったのは、国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する協定(BBNJ協定)の批准に向けた進展です。新たに19か国が批准し、批准国数は50か国となりました。これは、協定発効に必要な60か国にわずかに10か国足りない状況です。

15. 陸の豊かさを守ろう

陸上生物の保護、天然資源の持続可能な管理、そして生物多様性危機への対応における進展は、根強い課題によって依然として阻害されています。世界の森林被覆面積は減少しており、重要生物多様性地域(KBA)の保護は近年停滞し、種の絶滅は加速しています。しかし、進展の兆しも見られます。自主的な土地再生の取り組みは、必要な量の3分の2を賄うことができ、KBAの保全は、世界規模での地域レベルの取り組みの成功により、過去20年間で着実に増加しています。生物多様性関連の公的開発資金も好調な傾向を示しています。

16. 平和と公正をすべての人に

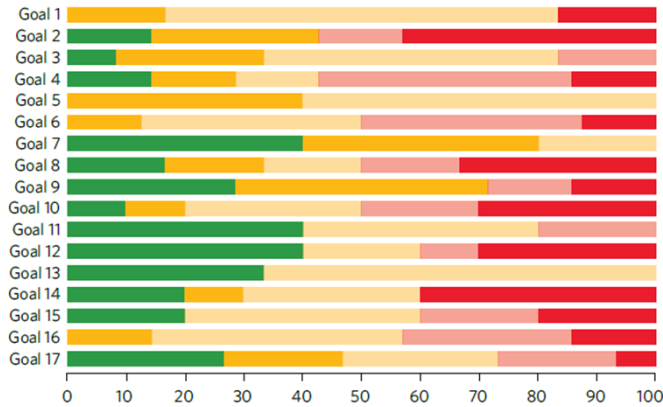
暴力と紛争は、人々の苦しみと避難を引き起こし続けています。2024年には、紛争により約5万人が命を落とし、これは12分ごとに1人のペースです。特に女性と子どもが大きな影響を受けています。司法へのアクセスは依然として困難です。世界の凶犯の3人に1人が適切な判決を受けずに拘留されており、人権擁護活動家やジャーナリストへのリスクは依然として存在しています。平和構築、司法改革、そして説明責任の確立を通じて、人命を守り、信頼を回復するためには、緊急の行動が必要です。そのためには、制度の強化、包括的なガバナンスの促進、市民社会の空間的保護、そして紛争と不正義の根本原因への対処が不可欠です。永続的な変化を推進するには、持続的な政治的意思と国際協力の強化が不可欠です。

17. パートナリシップで目標を達成しよう

低所得国・中所得国(LMIC)は、2023年に過去最高の1.4兆ドルの債務返済コストに直面しており、さらに年間4兆ドルの投資ギャップがSDG達成を著しく阻害しています。世界の商品輸出に占める開発途上国の割合は2015年以降停滞しており、後開発途上国(LDC)はわずか1.1%にとどまっています。情報通信技術(ICT)へのアクセスは拡大し続けていますが、特に低所得地域では、デジタルディバイド(情報格差)が依然として大きくなっています。進歩を加速させるには、投資ギャップを埋めるための新たな国際協力、債務負担を軽減するための革新的な資金調達、対象を絞ったデジタルインフラ支援、そしてSDGの進捗と実施を改善するための統計能力の強化が必要です。

国連「世界持続可能な開発報告書」2025年版

17の目標の進捗状況評価(目標別、パーセンテージ)



Legend

- 順調または目標達成 18% ← 17%
- 中程度の進捗だが加速が必要 17% ← 18%
- わずかな進捗だが大幅な加速が必要 31% ← 30%
- 停滞 17% ← 18%
- 後退 18% ← 17%
- データが不十分

公害関連

環境省報道発表

ありませんでした

情報サイトから

ありませんでした

印刷関連

- 印刷「油」→「水」のゲームチェンジ 旭化成がカ、ドンキなど採用（20250704 日経）
- DICグループ、バイオマス度50%インキを発売 紙製包材のCN化に貢献（20250718 環境ビジネス）
- 共同印刷グループの温室効果ガス排出削減目標が「SBT認定」を取得（20250722 共同印刷）
 - Scope1およびScope2:2030年度までに、2022年度を基準年度として総量を42%削減する
 - Scope3:「購入した製品・サービス」および「輸送・配送（上流）」に係る排出について、調達額ベースで90%を占めるサプライヤーに対し、SBT水準に整合した目標の設定を促進する
- NISSHA 紙パルプで脱プラ容器、寸法精度ミリ単位（20250805 NIKKEI GX）
- 2025年上半期出版市場、紙+電子で2.1%減の7,737億円（20250728 印刷ジャーナル）
- DICグラフィックス、脱炭素と高性能を両立するバイオマスインキ発売（20250820 印刷ジャーナル）
- 日印産連、2025年度GP認定制度3賞決定（20250903 印刷ジャーナル）
- OSP（大阪シーリング印刷）、国際的な評価機関であるEcoVadis 社のサステナビリティ評価においてブロンズメダルを獲得（20260927印刷タイムス）